

坂教生第815号
令和7年1月15日

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会
教育長 林 晃司
(公印略)

スポーツ少年団活動における学校体育館の使用について

日頃は、児童のスポーツ活動を通じた健全育成にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、スポーツ少年団活動により、学校体育館の床や壁を汚損する等の事例が見受けられました。

つきましては、学校体育館内での下記の行為を禁止いたしますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

【禁止事項】

- ・軟式野球ボールを使用時のノック、フリーバッティング（ウレタン製等の屋内専用ボール及びテニスボールは使用可）
- ・体育館でのバッティングマシン（ピッチングマシン）の使用
- ・屋外で使用したボール等（サッカーボール等）を、汚れを落とさずに体育館内で使用する行為
- ・壁当て等の壁に向かってボールを当てる行為（球技全般）
- ・屋外用のシューズや床に跡が残るシューズの使用
- ・学校の許可なく体育館の備品の使用および団体所有備品等による場所の占有
- ・その他、体育館内の壁や床を汚損する行為
- ・その他、各校が定める体育館使用規定等に違反する行為
- ・その他、学校敷地内での喫煙

※上記の事項を遵守できない団は、学校体育館の使用を禁止します。

【お問い合わせ】
坂井市教育委員会
生涯学習スポーツ課
電話 50-3162(直通)